

## 連盟企画

新時代の臨床検査技師の役割について

京都府 向日市長  
安田 守

昭和 33 年に衛生検査技師法が制定されて以来、昭和 45 年には臨床検査技師法が制定され、従来の検体検査に加え、人体を直接扱う生理学的検査と採血行為が新たに業務に加えられた。また平成 7 年には生理検査が 7 項目、平成 11 年には同じく 1 項目された。その後、平成 17 年の法改正では、臨床検査技師の定義の見直し及び衛生検査技師の新規免許廃止が決まり、平成 26 年には診療の補助行為として新たに検体採取業務に加えられ、平成 30 年 12 月にも精度管理に関する省令が施行された。

このように法律の改正とともに臨床検査技師の役割は変化してきたが、その他にも臨床検査を取り巻く状況は大きく変化してきた。例えば、検体検査におけるブランチラボと FMS の導入、保険点数の改定（DPC 包括医療、検体検査管理加算Ⅳなど）、標榜科の追加（病理診断科・臨床検査科）、特定健診の開始、チーム医療への参加、超高齢化社会の到来と地域包括ケアシステムの構築などであるが、特に昨年から新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中、臨床検査技師の新たな社会的役割が見いだされた。加えて、医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト・シェアの推進により、「臨床検査技師等に関する法律」が一部改正され、静脈採血に伴う静脈路の確保や超音波造影剤の注入、直腸肛門機能検査での圧センサーやバルーン挿入、持続自己血糖測定器の取り付けのための穿刺、経口・経鼻又は気管カニューレからの喀痰の吸引など、従来の体内から排出、採取の検体検査に加え、穿刺・抜針、吸引・注入・接続など、検体採取や生理学的検査に関連する業務が追加された。

それぞれの医療機関において臨床検査技師が担っている業務は異なっており、法改正と同時に各医療機関での臨床検査技師が担う業務を急変させることは難しいが、臨床検査技師の社会的地位向上を目指す上でも必ず新しい業務に対応できる体制を作ることが重要である。また自己研鑽を重ねてきた臨床検査技師の積年の課題である「業務独占」を実現するために、今後我々がどのように行動すべきかについて時代の変化と未来を見据え一案を呈したい。